

マイナンバー制度の推進について



平成31年4月25日
内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

1. マイナンバーの付番・利用

H27年10月～国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番
H28年1月～税・社会保障・災害分野の106項目の事務で利用開始
(例) 確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等

2. マイナンバーによる情報連携

住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)の省略
・ H29年11月～ 約850手続 ⇒ H30年10月～ 約1,200手続
・ 今後、年金関係の約1,000手続を順次運用開始

3. マイナンバーカード

H28年1月～申請受付開始
H31年4月18日時点 1,672万枚交付(全住民に占める割合 13.1%)
⇒ デジタル・ガバメント閣僚会議(H31.2.15)において、
マイナンバーカードの健康保険証との一体化等の官房長官指示

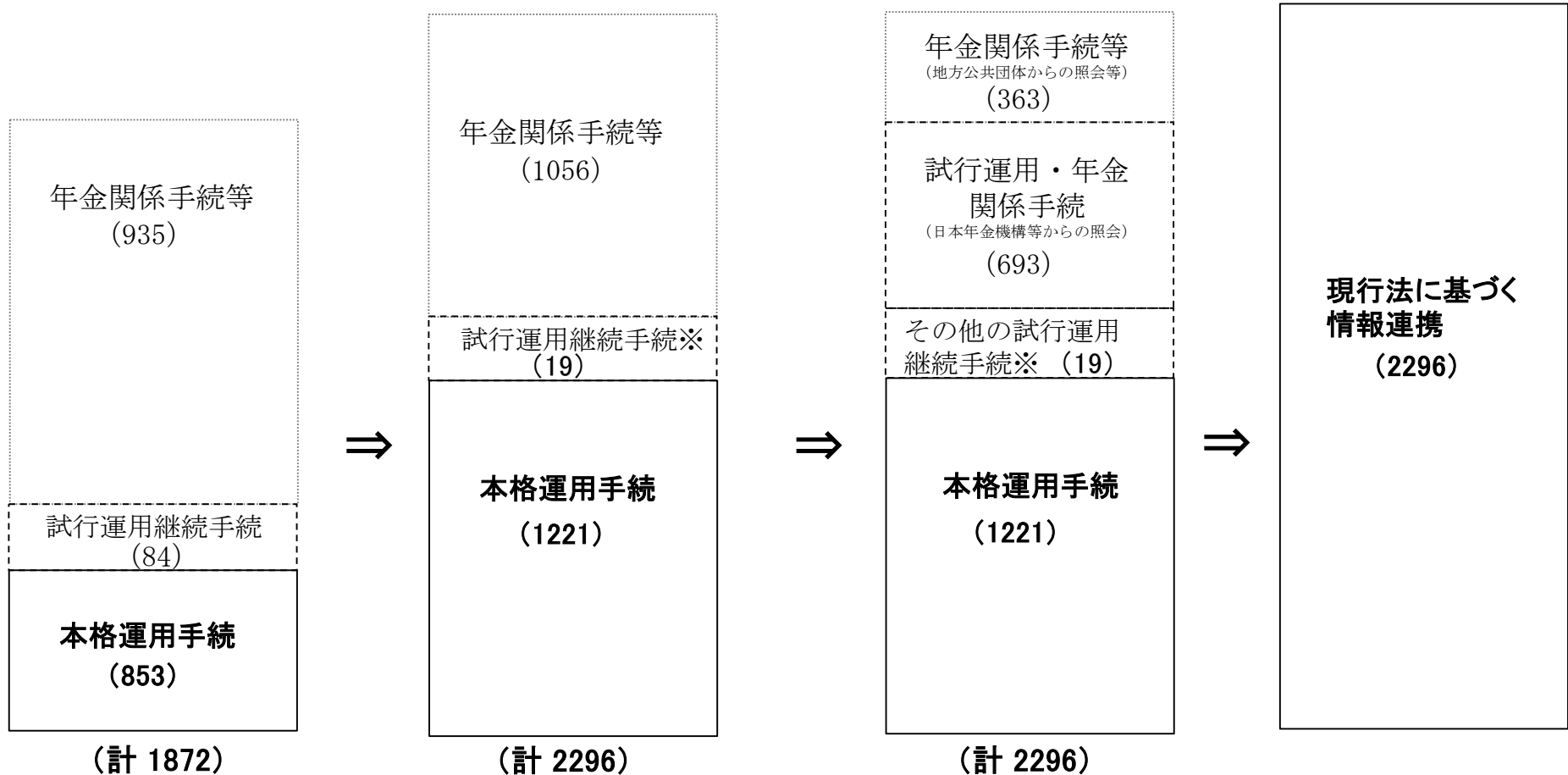
4. マイナポータル

H29年11月 本格運用開始
(自己情報・情報提供等記録表示、サービス検索・電子申請機能など)

5. マイナンバー制度の拡充

- ・ デジタル手続法(国外転出者に対するマイナンバーカード利用、罹災証明書交付事務等のマイナンバー利用事務の追加)
- ・ 戸籍法の一部改正(戸籍制度とマイナンバー制度の連携)
- ・ 所得税法等の一部改正(証券保管振替機構のマイナンバー利用)

※数字は、事務手続数(精査中)



平成29年11月本格運用

平成30年10月9日～

《データ標準レイアウトの改版》
 《試行運用手続の本格運用開始》
 ※国民健康保険(9)
 農業者年金基金(10)

平成31年4月15日～

《日本年金機構等から照会する年金関係手続の試行運用開始》
 ※国民健康保険(9)
 農業者年金基金(10)

現行法に基づく情報連携の完成～

菅官房長官発言(デジタル・ガバメント閣僚会議(第3回)(平成31年2月15日)議事録から抜粋)

(前略)

○菅内閣官房長官

今国会へのデジタル手続法案の提出など、デジタル・ガバメントの成果が目に見える形になってきました。この流れを加速するために、以下の2点について対応していく必要があります。

第1に、マイナンバー制度については、公平・公正な社会保障制度や税制の実現とともに、安心・安全で利便性の高いデジタル社会の基盤となるとともに、マイナンバーカードの普及により我が国の生産性・国際競争力の向上に大きく貢献いたします。

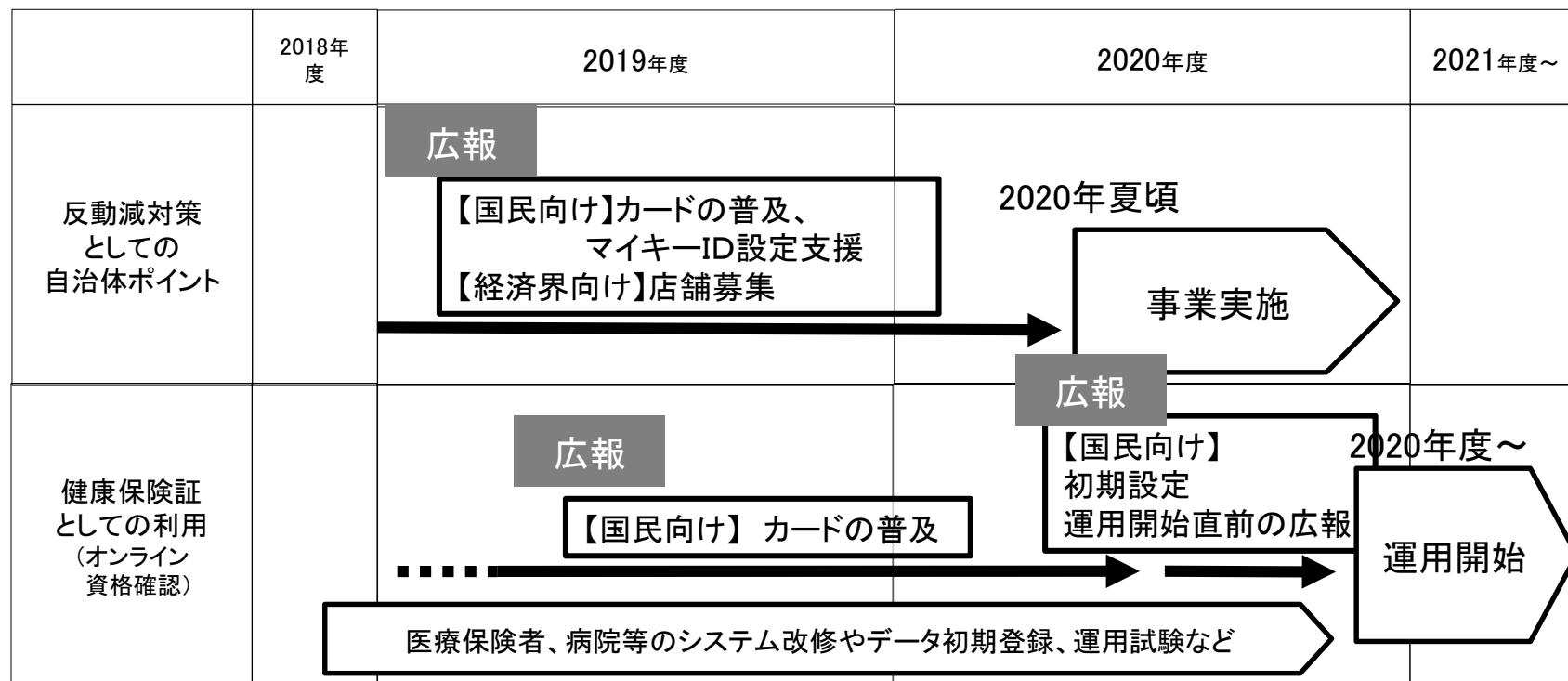
このために、2020年度に臨時特別の措置として実施する、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の準備を着実に進め、マイナンバーカードと健康保険証との一体化を円滑で確実に実施する必要があります。これらを含めて、マイナンバーカードの普及策やマイナンバーカードの利活用促進策をさらに検討する必要があります。

(中略)

今後、関係省庁の局長級で早急に検討を進め、マイナンバー関係は石田大臣(中略)にそれぞれ取りまとめていただきたいと考えますので、各大臣におかれては協力をお願い申し上げます。

(後略)

カードの利活用シーンや安全性、身分証明書(ID)としての役割を広報



- マイナンバーカード普及に向け、まず「①反動減対策としての自治体ポイント」、それに続けて「②健康保険証としての利用」に関する広報に注力。
- 政府広報と連携し、マイナンバーカードの身分証明書としての役割に関する広報を展開。カードの安全性、電子証明書の利便性・有効期限の更新に留意した広報内容に。
- 政府広報との連携(2018年度末もカード普及キャンペーン)のほか、地方公共団体や経済界と連携した広報を展開。

マイナンバー法改正に係る状況について

マイナンバー法

附則第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

○マイナンバー法の施行から3年が経過したことを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき、以下の法案を国会に提出。

情報連携の対象に戸籍関係情報を追加

社会保障分野の事務において、新たに戸籍情報を情報連携の対象とする。

- ・健康保険の被扶養者の認定(続柄を確認)
- ・奨学金の返還免除(死亡の事実を確認)
- ・国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出(婚姻歴を確認)
- ・児童扶養手当の支給(続柄、死亡の事実、婚姻歴を確認) など

1. 戸籍法の一部を改正する法律案による改正

マイナンバー利用事務の追加

- ・罹災証明書の交付に関する事務
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 など

情報連携の拡大

(1) 情報連携の対象となる事務の拡大

- ・母子保健法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務

(2) 情報連携の対象となる情報の拡大

- ・健康保険組合等の被扶養者の認定(特別障害給付金情報等の追加)
- ・国民健康保険の被保険者の資格認定(生活保護関係情報等の追加) など

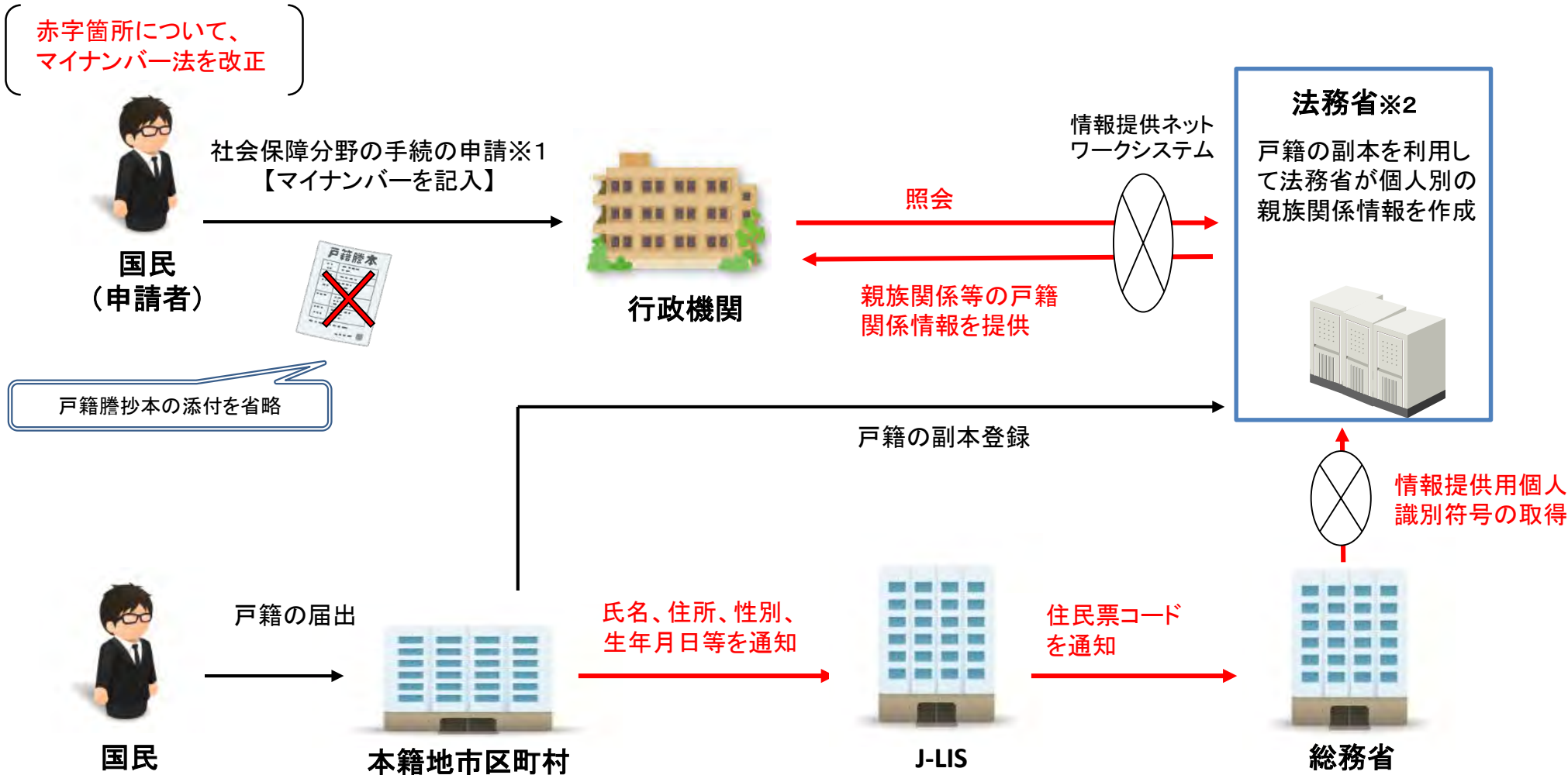
2. デジタル手続法案※による改正

※正式名称: 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

3. 所得税法等の一部を改正する法律案により、証券保管振替機構による加入者情報の管理等に関する事務をマイナンバー利用事務に追加。

1. 戸籍関係情報を情報連携の対象とすることについて

戸籍関係情報を情報連携の対象とすることにより、社会保障分野の事務手続において申請者に提出が義務付けられている戸籍謄抄本の添付省略を実現し、国民の利便性向上を図る。



※1 健康保険の被扶養者の認定、奨学金の返還免除、国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出、児童扶養手当の支給をはじめとする手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とする(引き続き戸籍謄抄本の添付が必要となる場合もある。)

※2 法務省は、マイナンバーそのものは保有しない。また、戸籍事務においてマイナンバーは利用されない。

※3 戸籍関係情報の情報連携は、公布の日から5年以内の政令で定める日から施行。

戸籍情報を情報連携の対象とすることについて(戸籍法一部改正法附則による改正)

【情報連携により戸籍謄抄本の添付省略が可能となる事務】

- マイナンバー法別表第2に掲げる事務のうち、戸籍関係情報を情報連携の対象とするものについて、申請者の戸籍謄抄本の添付省略が可能となる。
- 具体的には、
 - 児童扶養手当の支給事務における続柄・死亡の事実・婚姻歴の確認、
 - 国民年金の第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認、
 - 奨学金の返還免除事務における死亡の事実の確認、
 - 健康保険の被扶養者の認定事務における続柄の確認、など45項目を予定している。

【マイナンバー法における保護措置の整備】

- 戸籍関係情報を情報連携の対象とすることに当たり、所要の保護措置を整備する。
 - ①情報連携の対象となる戸籍情報を作成するためのシステムについて、安全性確保及び秘密保持を義務付けた上で、秘密保持義務に違反してシステムの秘密を漏えいした場合の罰則規定を設ける。〈第45条の2第2項、第3項、第52条の2〉
 - ②戸籍関係情報を作成する過程において法務大臣が保有することになる個人情報について、保有制限、目的外利用、提供制限等の規制を適用した上で、その取扱いを個人情報保護委員会が監督する規定を設ける。〈第45条の2第1項、第4項から第9項まで〉
 - ③情報提供用個人識別符号の取得に当たって用いられる取得番号※について、②の個人情報と同様の保護措置に係る規定を設ける。〈第21条の2〉

※情報提供用個人識別符号の取得の際にシステム上発行される番号(いわゆる処理通番)。情報提供用個人識別符号の取得完了後には不要となるものであるが、その性質上、情報提供用個人識別符号と対応関係を有し、個人識別性を備えるものであることから、保護措置が必要となるもの。

2. 罹災証明書の交付事務をマイナンバー利用事務とすることについて

1. 被災情報の効率的な管理

氏名、居所等の情報と住家の被害状況の情報をマイナンバーで紐づけて管理することで、被災情報を効率的に管理する。



被災団体

氏名	個人番号	住所	被害状況
A	1234....	〇〇町...	半壊
B	4567...	△△町...	全壊
C	6789....	××...	半壊

・マイナンバーと結びつけることで、迅速かつ正確な情報の検索・管理が可能

住家の被害状況を調査⇒罹災証明書を交付



2. 罹災証明書の添付省略

被災者が同一の被災団体内において税や社会保険料等の減免申請等を行う際に、罹災証明書の写し等の添付省略を可能とする。



被災団体

マイナンバーを用いることで被災情報を確認※

税の減免

支援金の支給

仮設住宅の入居申請



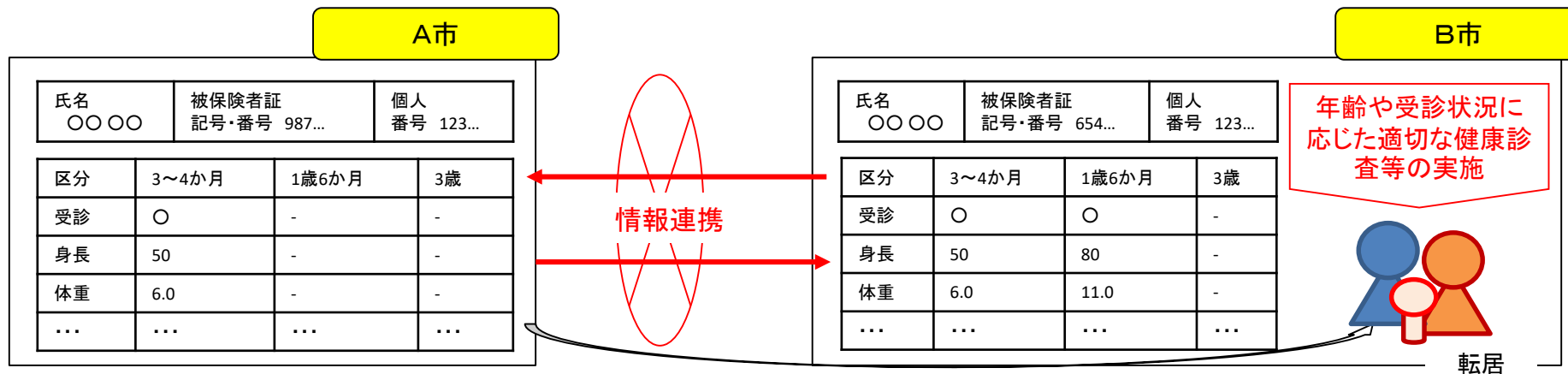
・罹災証明書の写しの添付を省略

※ 当該団体においてマイナンバー法に基づく条例の整備が必要

2. 社会保障分野におけるマイナンバー利用事務・情報連携の拡大について

1. 乳幼児の健康診査等に関する事務を情報連携の対象に追加

乳幼児健康診査の受診情報(受診の有無等)を情報連携の対象とすることにより、対象者が転居した場合であっても、転居先の自治体へ受診情報を確実に引き継ぎ、管理することで、適切な健康診査等の実施に資する。



2. 新型インフルエンザ等に係る予防接種の実施に関する事務をマイナンバー利用事務及び情報連携の対象に追加

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務をマイナンバー利用事務とすることで、接種対象者の予防接種歴を効率的に管理・検索することを可能とする。また、予防接種歴を情報連携の対象とすることで、接種対象者が転居等をした場合であっても、転居先の自治体へ予防接種歴を引き継ぎ、管理することで、適切な予防接種の実施に資する。

